

31 防災物品等に関連した火災

【関連章第8章4】

事例 「共同住宅で自主的に防災カーテンを使用したことで被害を抑えた火災」

出火時分 9月 15時ごろ

用途等 複合用途（共同住宅・事務所等） 耐火造 7/0 延 500 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物部分焼 1棟 内壁 2 m²等

概要

この火災は、複合用途建物の3階共同住宅の居室部分から出火したものです。

出火原因は、居室内に設置されているテレビの電源コードが家具と内壁の間に挟まれたことで、短絡し出火したものです。

出火した居室と同階に居住する居住者は、自宅にいたところ、住宅用火災警報器の鳴動音に気が付き、廊下を確認に行くと臭気を感じたため、火災だと思い119番通報を実施しています。出火した居室は施錠されていたため、初期消火は実施できませんでした。

教訓等

この火災は、テレビの電源コードを家具と内壁に挟んだ状態で使用していたことに起因して出火していますが防災製品により延焼拡大を防いでいます。

生活の中に身近にある火源として、ガスこんろ、たばこの吸い殻、仏壇の灯明や線香、石油ストーブ、コンセント、コード、電気製品など様々なものがあります。ある火源から出火した場合、その周辺や上方に可燃物があると、それらを媒体に急速に延焼拡大するため、火源の周辺にある可燃物の管理には細心の注意が必要です。

火源周辺の整理整頓を心掛けるとともに、立ち上がり材となるカーテンをはじめ、寝具など日常生活における可燃物にも防災性能があるものを使用することで、万が一火災が発生した際に延焼拡大を抑えることができ、初期消火や避難など、初期の火災対応における貴重な時間を稼ぐことができます。

「防災」は燃えにくい性質のことであり、決して燃えないというわけではありませんが、火災の被害を軽減させる対策の一つとして有効な手段です。



写真 31-2 出火室の状況

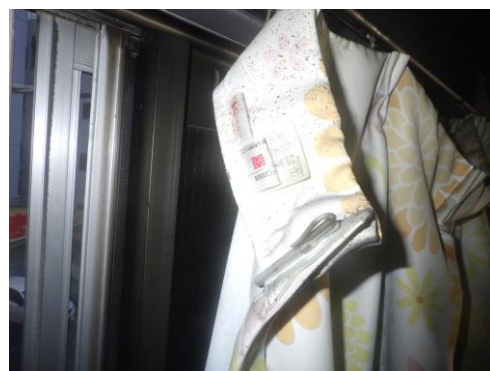


写真 31-2 防災カーテンの状況